

ひとひと 女と男とのいきいきプラン

心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港



男女共同参画社会とは、男女が性別にとらわれることなく
それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

男女共同参画社会の実現には
社会全体での連携や協働した取組を進めていくことが必要です。

第3次境港市男女共同参画推進計画(概要版) (平成31年度～平成35年度)

境港市総務部地域振興課人権政策室

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

TEL 0859-47-1102 FAX 0859-44-3001

E-mail chiikishinkou@city.sakaiminato.lg.jp

計画策定にあたって

境港市では、平成17年に「境港市女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」を策定し、平成24年には、男女共同参画の推進に関する基本理念や市や市民等の責務を明らかにした「境港市男女共同参画推進条例」を施行しています。また、平成26年度からは「第2次境港市男女共同参画推進計画」により男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少は進み、家族形態やライフスタイルも多様化し、社会情勢も絶えず変化しています。また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、地域の特性を踏まえた施策についての推進計画を定めることとされました。

このたびの計画の見直しにあたっては、平成29年度に実施した「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、男女共同参画を一層進展させるための新たな取組や女性の職業生活における活躍に向けた取組などを盛り込むこととしました。

基本理念

- (1) 男女が、性別にかかわらず、人権を尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び、「境港市男女共同参画推進条例」に基づいて策定する計画です。
- (2) 「女性活躍推進法」の規定に基づく「市町村推進計画」を包含するものです。
- (3) 「境港市まちづくり総合プラン(第9次境港市総合計画)」、「境港市総合戦略」や他の部門計画も勘案し、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な施策の方向と具体的な取組を示したものです。
- (4) 市はもとより、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者がそれぞれの役割と責任を担い、協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。

◆男女共同参画社会とは？

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

◆女性活躍推進法とは？

男女共同参画推進法にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。



境港市の現状

平成29年度に実施した市民意識調査により、「学校」、「家庭」では3割を超える人が「男女平等」と感じていますが、「政治・行政」、「社会通念・慣習など」ではおよそ6割の人が「男性が優遇」または「どちらかという」と男性が優遇」と感じています。

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、一人一人が男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画についての理解を広げていく必要があります。

【問】男女の地位は平等になっていると思いますか。

[平成29年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

項 目	男性が優遇	どちらかという 男性が優遇	男女平等	どちらかという 女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答
家庭で	8.2%	36.6%	32.0%	6.4%	1.5%	11.0%	4.3%
職場で	14.3%	31.7%	20.4%	6.7%	0.9%	16.5%	9.5%
地域で	8.5%	30.8%	22.9%	1.5%	1.2%	26.5%	8.5%
学校で	2.1%	11.9%	36.0%	1.8%	0.9%	37.2%	10.1%
政治や行政の場で	25.0%	36.3%	10.7%	2.1%	0.9%	18.0%	7.0%
法律や制度上で	14.0%	25.3%	25.9%	4.6%	1.8%	21.7%	6.7%
社会通念・慣習などで	23.8%	36.0%	14.0%	3.1%	0.9%	15.9%	6.4%

【問】次の言葉を聞いたことがありますか。(抜粋)

[平成29年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

項 目	内容を知っている	聞いたことは あるが内容は 知らない	知らない	無回答
男女共同参画社会	31.1%	49.1%	16.5%	3.4%
女性活躍推進法	14.0%	38.7%	42.7%	4.6%
女性差別撤廃条約	14.6%	43.0%	38.1%	4.3%
男女雇用機会均等法	42.4%	40.6%	12.8%	4.3%
男女共同参画社会基本法	17.7%	40.6%	36.3%	5.5%
境港市男女共同参画推進条例	6.4%	33.2%	54.6%	5.8%
女(ひと)と男(ひと)とのいきいきプラン	3.7%	21.0%	69.8%	5.5%
境港市男女共同参画センター	7.6%	26.8%	60.7%	4.9%
ジェンダー(社会的性差)	23.8%	20.4%	50.0%	5.8%
L G B T	25.9%	17.4%	50.3%	6.4%
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	31.7%	28.4%	34.8%	5.2%
育児・介護休業法	51.8%	29.6%	13.4%	5.2%
イクボス	31.7%	24.7%	37.5%	6.1%

◆性別による固定的な役割分担意識とは？

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

「家事や育児、介護は女性の仕事である」、「自治会長、職場の管理職は男性が向いている」などはその例です。

◆ジェンダーとは？

生物学的な性別とは異なり、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像(男性らしさ)」、「女性像(女性らしさ)」があり、このような男性・女性の別をいいます。

◆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは？

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

計画の体系

将来像：心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港

目標	課 題	施 策
Ⅰ 心温まる意識 づくり	1：男女共同参画の広報、教育・学習を推進する	(1) 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します (2) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します (3) 子どもの男女共同参画の理解を促進します
	2：あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する	(4) DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と被害者の支援体制を整備します (5) セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施します
Ⅱ 活力ある まちづくり	3：地域の様々な分野における男女共同参画を推進する	(6) 地域活動への男女共同参画を促進します (7) 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
	4： <u>市政への男女共同参画を推進する</u>	(8) <u>政策・方針決定過程への女性の参画を促進します</u> (9) <u>行政機関の男女共同参画を推進します</u>
Ⅲ 働きやすい環境 づくり	5： <u>就労の場における男女共同参画を推進する</u>	(10) <u>男女平等の就労環境づくりを促進します</u> (11) <u>働きたい女性の就労を支援します</u> (12) <u>水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を促進します</u>
	6： <u>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する</u>	(13) <u>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解促進を図ります</u> (14) <u>仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します</u>
Ⅳ 笑顔のある暮らし づくり	7： <u>暮らしの中の男女共同参画を推進する</u>	(15) <u>男性にとっての男女共同参画の理解を促進します</u> (16) <u>家庭生活への男性の参画を促進します</u>
	8：自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める	(17) 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます (18) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます (19) DVやジェンダーに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます
	9：生涯を通じた、男女の健康の保持増進を支援する	(20) 性に関する健康と権利の理解を深めます (21) 生涯を通じた男女の健康管理・保持・増進対策を推進します
計画の推進	10：推進体制の整備	(22) 市民組織・団体 (23) 市役所庁内組織 (24) 男女共同参画を推進していくための拠点 (25) 連携・協働
	11：計画の進行管理	(26) 計画の進捗状況の把握 (27) 市民意識の把握

※太字（課題4～7、施策8～16）は「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画です

目標

I 心温まる意識づくり

課題1

男女共同参画の広報、教育・学習を推進する

長い時間をかけて形づくられた固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現していくためには、男女共同参画についての理解を広げていくことが必要です。

主な取組

- 市報・ホームページを活用する等、男女共同参画に関する広報活動を実施します。
- 男女共同参画の視点に立った人権研修会等を、市と市民活動団体が協働で実施します。
- 学校生活全般にわたり、人権尊重に基づいたいじめ防止への取組と男女共同参画の視点に立った指導を行います。

課題2

あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する

男女間におけるあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であることを周知するとともに、関係機関が連携して相談・保護体制を整えることが必要です。

主な取組

- 関係機関と連携して、DV被害者の相談体制・保護体制を整備します。
- 市民や事業者に向けて、鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。



課題3

地域の様々な分野における男女共同参画を推進する

「地域」が抱える課題について男女が協力して解決することは、地域が活性化し、全ての市民が喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現につながるものと期待されます。

特に近年、防災分野においては、災害対応、避難所運営等において、男女共同参画の視点からも多くの市民がその活動に参画することが求められています。

主な取組

- 子育て中、働いている男女が、地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- 地域防災計画を検討する会議などへの女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れます。

課題4

市政への男女共同参画を推進する

誰もが安心して暮らすことができ、また、活力あるまちづくりを実現していくためには、多様な人材の活用と新たな視点や発想を取り入れる観点から、あらゆる分野において女性の参画を進め、男女共同参画を実現していく必要があります。

主な取組

- 市審議会等委員の男女の構成比率は、男女のいずれかが3割を下回らないように努めます。
- 境港市女性団体連絡協議会と連携しながら、女性の登用を推進するための人材の把握に努めます。
- 市報、ホームページの活用や説明会等の開催により、行政情報を積極的に開示し、市政に対する市民の関心の喚起を促します。



目標

II 活力あるまちづくり

◆境港市男女共同参画センター 境港市上道町1989番地5（なぎさ会館内）TEL・FAX:0859-44-7280

男女共同参画社会を推進していくための拠点と位置付けています。

管理運営を行う境港市女性団体連絡協議会が、女性リーダーの育成や男女共同参画を推進するための活動を行っています。

課題5

就労の場における男女共同参画を推進する

少子高齢化、人口減少が進み労働力不足が懸念される中で、経済、社会を活力あるものにしていくためには、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる就業機会や待遇を確保することや、女性の就業率の向上を図っていくことが大変重要な課題となっています。

主な取組

- 子育てや介護を行う男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- 関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などを提供します。

課題6

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する

誰もが、希望に応じて、仕事や家庭生活、地域活動、趣味など様々な活動をバランスよく行えるよう環境を整備していく必要があります。

主な取組

- 「仕事と生活の調和」の必要性について広報・啓発を行います。
- 事業者に対し、関係機関と連携し、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定促進や、就労環境の整備について周知・啓発を行います。



課題7

暮らしの中の男女共同参画を推進する

男女共同参画社会は、ライフスタイルやニーズに応じ、男女が自分の意思で、自分の生き方や暮らし方が選択できる社会であり、女性のみならず、男性にとっても暮らしやすい社会です。

しかしながら、男性の多くは、男女共同参画は「女性の問題」あるいは「家庭の問題」であるとの認識であり、「男性の問題」、「日本の将来の問題」としてとらえる意識が低い状況にあると考えられます。

将来を担う子どもたちに対しても、男女共同参画を正しく理解し、個性と能力を発揮できる大人に育つよう、子どもの頃からの啓発に努めていく必要があります。

主な取組

- 男性の家事や育児・介護への参加が図られるよう、料理教室や両親学級、家族介護教室等を実施します。
- 小中学校においては、家族・家庭に関する教育の中で、家族の一員としての成長を促します。

課題8

自立と協働をはぐくみ、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める

少子・高齢化が進み、雇用や就業環境が厳しさを増す中、様々な困難を抱える人が増えています。

今後は、男女共同参画の視点から、誰もが安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

主な取組

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・地域福祉計画に基づく施策に取り組みます。
- 家庭児童相談室でDV相談等に対応します。
- ジェンダー(社会的性差)やLGBT(性的マイノリティ)に関する理解を促進し、相談等の体制を整えます。

課題9

生涯を通じた、男女の健康の保持増進を支援する

全ての人が、その個性と能力を発揮して、いきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、なによりも「健康寿命」を伸ばすことが重要です。

そのためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、日頃からの健康保持・増進に向けた取り組みの推進が重要です。

主な取組

- 健康保持のための相談、普及啓発、健康診断・保健指導を実施します。
- 元氣シニア増やそう(フレイル予防)事業を展開します。

